

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案新旧対照条文(案)
(傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
別表第一号(第二条関係)				別表第一号(第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番	番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番
1~518	(略)	(略)	(略)	1~518	(略)	(略)	(略)
519	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋に限る。)、岡山市(南区(植松、西畦及び箕島に限る。))を除く。)、瀬戸内市 邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。)、久米郡 久米南町	86	CDE	519	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋に限る。)、岡山市(北区(建部町、御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾及び御津芳谷に限る。)、東区瀬戸町及び南区(植松、奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西畦、西紅陽台、西高崎、西七区、迫川、彦崎及び箕島に限る。))を除く。)、瀬戸内市邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。))	86	CDE
520	(略)	(略)	(略)	520	(略)	(略)	(略)
521	削除	削除	削除	521	岡山県岡山市南区(奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西紅陽台、西高崎、西七区、迫川及び彦崎に	8636	E

522～530	(略)	(略)	(略)
531	岡山県加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、中埴和、西、西川、西川上、西埴和、東埴和及び南に限る。）	867	DE
532～538	(略)	(略)	(略)
538-2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	CDE
539～661	(略)	(略)	(略)

	限る。)		
522～530	(略)	(略)	(略)
531	岡山県岡山市北区（ <u>建部町、御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾及び御津芳谷に限る。</u> ）、加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡（ <u>美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、中埴和、西、西川、西川上、西埴和、東埴和及び南に限る。）及び久米南町に限る。</u> ）	867	DE
532～538	(略)	(略)	(略)
538-2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、 <u>岡山市東区瀬戸町</u> 、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	CDE
539～661	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、平成二十五年五月一日から施行する。